

## 保育料の負担軽減(減額等)について

	軽減理由及び対象世帯	負担軽減の内容	
<b>減額 1</b>	出産等により扶養親族が増えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付日の翌月から適用されます。当該月の前月末日までに申請してください。</li> <li>・ 減額期間は理由により異なります。</li> <li>・ 同一理由による減額は、算定年度内で1回です。</li> <li>・ 保育料を滞納している場合、減額適用となりません。</li> <li>・ 算定の結果、減額却下になることがあります。</li> </ul>	
	同一世帯内に障害手帳所持者・熟年者激励手当の受給者がいるとき 身体障害者1～2級/知的障害者1～3度 精神障害者1～3級/熟年者激励手当受給者 が対象です		
	病気や災害等で特別に費用がかかったとき		
	主たる稼働者の失業などで収入が著しく減ったとき (自己退職、休職、育休は対象外)		
<b>要保護世帯 の負担軽減 2</b>	ひとり親世帯や同一世帯に障害者がいる世帯で、下記に該当	<b>第1子</b>	<b>第2子 以降</b>
	保育料基準額表の階層(3)がC階層～D3階層の世帯 (区民税所得割額保護者合算額が48,600円未満の世帯)	(階層上の保育料 - 1,000円) ÷ 2	無料
	保育料基準額表の階層(3)がD4階層～D6階層の世帯 (区民税所得割額保護者合算額が48,600円以上77,101円未満の世帯)	階層上の保育料 ÷ 2	無料
<b>多子世帯 における 負担軽減 4</b>	保育料基準額表の階層(3)がC階層～D23階層までの世帯	現に監護しており、生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて第何子を決定します。	
		<b>第2子以降</b>	
		無料	

江戸川区独自の制度を含みます。

- 1 減額・免除の申請には「利用者負担額減額(免除)申請書」の提出が必要です(事由により必要(添付)書類が異なります)。  
なお、減額・免除の該当有無については、区や保育施設からの個別案内は行っておりませんので、ご自身でのご確認をお願いします。
- 2 要保護世帯に該当する場合は、下記の書類を保育係にご提出ください。  
要保護世帯に該当する方  
生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、身体障害者手帳、愛の手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者など。  
要保護世帯を証明する書類  
身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当の証書のコピー(以上5点については江戸川区内在住者の提出は不要です。)、国民年金の障害基礎年金の受給が確認できる年金証書のコピー等。  
ひとり親世帯や同居する障害者等について、既に保育係に届け出済みであれば再提出は不要です。
- 3 減額適用前の階層が基準となります。
- 4 現に監護しており生計を一にする**別世帯**の子どもがいる場合、「多子世帯状況申告書」を保育係に提出してください。
- 5 入園申込時から、家族・世帯員構成・親族等同居人に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書(変更届)」により申告してください。

上表のほか、保育料が免除となる場合があります。

### 免除

認可保育施設を利用する子どもが、病気等の理由により、月の初日から1か月以上通園できない場合(里帰り出産や帰省等は対象外)、原則として事前に申請することにより、最長2か月間に限り保育料が免除になることがあります。

ご不明な点などは保育係までお問い合わせください。【保育課保育係】 :03-5662-0066(直通)